

城北地区公民館冷暖房機等保守業務委託仕様書

1. 件 名 城北地区公民館冷暖房機等保守業務委託

2. 履行場所 城北地区公民館（佐野市堀米町）

3. 契約期間 令和5年6月1日～令和6年3月31日（10か月）

4. 保守対象機器

ガスヒートポンプエアコン	7.5馬力	1基
ガスヒートポンプエアコン	8.0馬力	1基
ガスヒートポンプエアコン	10.0馬力	3基
ガスヒートポンプエアコン	16.0馬力	4基
室内機フィルター清掃		18台

5. 定期点検・調整・補充項目

点検項目は以下のとおりとし、冷暖房機等が常に良好に使用できる状態を維持するものとする。

ただし、定期点検は、契約期間中の10月から11月の間に1回行う。

- | | |
|-----------------|-------------------|
| (1) エンジンオイル | (16) バルブかみ込み防止 |
| (2) オイルフィルター | (17) 燃料装置 |
| (3) 冷却水（量・濃度） | (18) 電気装置 |
| (4) エアエレメント | (19) 熱交換器 |
| (5) スパークプラグ | (20) エンジンオイル漏れ |
| (6) コンプレッサーベルト | (21) 冷却水漏れ |
| (7) ブローバイフィルター | (22) 冷媒漏れ |
| (8) ドレンフィルター中和剤 | (23) コンプレッサーオイル漏れ |
| (9) 高圧コード | (24) エンジンのかかり具合 |
| (10) 冷却水ホース | (25) 騒音・振動 |
| (11) 燃料ガスホース | (26) 外観（錆・がたつき） |
| (12) 吸気ガスホース | (27) フィルター清掃 |
| (13) 排気ガスホース | |
| (14) 排気ドレンホース | |
| (15) バルブクリアランス | |

6. 点検を行ったときは、報告書を作成し、提出すること。

7. 緊急時の保守点検等について

(1) 保守の対応時間については、月曜から金曜日（祝日及び休館日を除く）の午前8時30分から午後5時までとする。ただし、機器類の停止等を伴う場合はこの限りではない。

(2) 保守員は、冷暖房機等が常に良好に使用できる状態を維持する能力を有した

専門の技術員とする。

(3) 修理点検等の依頼があった場合は、できる限り速やかに作業を開始すること。

8. 次事項は別途負担とする。

(1) 破損又は消耗する部品の取替

(2) 操作を誤り又は取扱い不良による事故の修理

9. 業務委託料の支払方法

業務完了後に支払うものとする。